

表示登記研究会における確認協議事項

1. 地積測量図には官民境界確定部分を必ず明示する。

- (1) 地積測量図に官民境界確定部分を記載する場合は、官民境界確定協議書が添付された申請事件について記載すること。
- (2) 地積測量図に官民境界確定部分を記載する方法は、地積測量図の図郭線内の適宜の余白に筆界点番号を用い、確定部分を特定し、官民境界確定協議書の年月日、番号を記載する。

(例) K10 ～ K20 松局建設平成元年 月 日 第 号確認済
イ ～ ホ 松山市道路維持課平成元年 月 日確認済

2. 分筆登記申請における官民境界確定協議書の添付について

- (1) 原則として、官民境界確定協議書の写しを添付すること。
- (2) 特別の事情により官民境界確定協議書が添付できない場合は隣接地、対面地等の土地所有者の官民境界に異議のない旨の承諾書（印鑑押印のもの）及び官民境界確定協議書等の写し（将来官民境界確定協議が確実に成立することができる資料）を添付し、便宜分筆登記申請を行うことができる。なお、この場合は、土地家屋調査士の責任において、必ず官民境界確定協議書の交付を受けること。

3. 分筆登記申請における隣接土地所有者の立会の省略について

- (1) 現地に境界標が存在し、かつ申請地又は隣接地について昭和63年6月1日以降作製に係る地積測量図が提出されている場合において、既提出地積測量図記載の境界標の位置と現地に存在する境界標の位置が一致する場合は、土地家屋調査士の責任において、隣接土地所有者の立会を便宜省略することができる。
- (2) 隣接土地所有者の立会を省略した場合は、土地現地調査書の備考欄に、境界標の位置確認経緯を具体的に記載しておく。

4. 土地家屋調査士会会標設置の推進について

- (1) 会標設置の推進は土地家屋調査士会の重要な指導方針であり、不動標識の設置は2点のみにこだわるべきでなく、全点に設置するのが目標である。
- (2) 金属鋸の設置、刻印ができる個所においては会標の設置は可能であるので、金属鋸、刻みを原則として廃止し可能な限り会標を設置すること。
- (3) 会員が日常業務（分筆、建物表示等）を行ううえにおいて、地積測量図に会標設置と記載されているが、現地に設置されていない事実を発見した場合は、会員は速やかに土地家屋調査士会に地積測量図のコピーを提出し、（提出は支部により異なる場合もある）土地家屋調査士会はその事実を会員に連絡し指導する。
- (4) 地積測量図記載の会標の種類、設置状況等が現地と明らかに相違する場合も（3）と同様の取扱いとする。

5. 登記官は「土地家屋調査士会の会標設置の推進について」その趣旨を理解し、側面的に協力すること。